岐阜県シニァソフトボール連盟 規 約 (平成24年)

第1条、名 称

本会は岐阜県シニアソフトボール連盟と称し、その事務所は事務局長宅に置く。

第2条、後 援

岐阜新聞、岐阜放送、ダイワマルエスゴム㈱。

第3条、目的

日本全体が高齢化に向かう社会にあって、何時までも若々しく、

より豊かな人生を送るため、ソフトボールを通じて、相互の親睦と交流を進め、さらに健康維持、増進に努め、生涯活動の活性化を図る事を目的とする。

第4条、事業

年間を通じ各地区持ち回りにてリーグ戦を開催し、納会時に表彰する。

第5条、組織

県シニアソフトボール連盟に登録したチーム、会員にて組織する。

第6条、会員

岐阜県内に在住するか、県内に存在する職場に勤務する、年齢 59 才(当該年度末 現在の満年齢)以上の男子で、なおソフトボール愛好者とする。(年齢厳守)

第7条、役 員

本会は次の役員を置く。

会長1名副会長若干名理事長1名副理事長若干名

専務理事 1名

常任理事 (チーム代表)

理 事(チーム監督)

連盟強化本部長 1名 副本部長 数名

事務局長 1名 副事務局長 1名

財務長 1名 副財務長 1名

審判長 1名 副審判長 数名

監査役 2名

上記役員以外に、名誉会長、相談役をおく事が出来、その委嘱は会長とする。

第8条、役員選出

会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、連盟強化本部長、副本部長、事務局長、副事務局長、財務長、副財務長、審判長、副審判長、監査役は理事会にて推挙。

第9条、役員任務

- (1) 会長は本会を代表し、会全般を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 理事長は理事会を代表して事業の総括をする。
- (4) 副理事長は理事長を補佐する。
- (5) 専務理事は理事長のもとで、理事業務全般を運営する。
- (6) 連盟強化本部長は組織の拡大、会員の増強を行う。

- (7) 事務局長は、会長、理事長の指示を受け、連盟の事業、事務の全般を指揮する。
- (8) 財務長は、本会の財務業務を行い、必要に応じ理事会に報告する。
- (9) 理事は本部役員を兼ねる事ができる。
- (8) 役員の任期は2年として、再任を妨げない。

第10条,会議

- (1) 本会は年1回、総会を開催する。又、必要に応じて臨時総会を開催する。
- (2) 理事会は会長が招集して、理事長が議長となり会議を行う。
- (3)総ての会議は連盟役員の2分の1以上の出席(委任状も含む)により開催し、 過半数の同意を得て決定する。
- (4) 監査役は年度末に会計監査を行い、総会時にその報告を行う。

第11条,会計

本連盟の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

- (1) 会費(チーム登録費)、その他の収入。
- (2) 年会費はチーム登録費として1チーム¥25,000とする。
- (3) 使途は通信連絡費、会場使用料、諸経費等、連盟運営費に充当する。

第12条,登録

当連盟の所定の登録用紙に住所(町名番地まで)、氏名等を正確に記入して事務局に提出する。(締切は新年総会時まで)

登録チームの適格性については、理事会で決定。

第13条, 試合規則

- (1)連盟登録チームは年間を通してリーグ戦に優先的に参加する。 本連盟のリーグ戦以外のリーグ戦に出場することは原則として認めない。 万一、出場を希望する時は、役員会の承認を得る事。
- (2) グランドの確保。各チームは年間、最低1回はグランドを確保する様に努力 する事。
- (3) 各チームは試合内容充実向上のため正式審判員の帯同に努力する事。
- (4) 細則
 - (イ) 試合日、現地集合は8時00分。監督会議は8時30分。 試合開始は9時00分。年間を通じてこれを原則とする。
 - (ロ)試合は70分。(時間優先)7回戦とし、5回以降7点差以上はコールドゲーム適用。延長戦はなし。引き分けは有り。

(大差で5分を切っていた場合は終了する)

新しいイニングに入ったら、時間で切らないこと。

尚、当日の天候、その他の事由により、監督会議の議決を経て、時間を短縮する場合がある。

- (ハ) 主審は時間を教える義務はない。
- (二)競技規則は、当連盟<u>(申し合わせ規則)</u>試合規則の外、当該年度の オフィシャルルールによる。
- (ホ) 試合開催地協力チームに協力費として下記に従い支給する。

1面~¥3,000

2面~¥6,000

3面~¥9,000

4面~¥12,000

石灰代等はこの中に含まれるものとする。

上記金額をオーバーした場合は、実費支給する。

- (へ) ベース、ラインカーは開催地の責任で準備する事。 不足の場合は近隣チームに要請する。
- (ト) 使用球は本連盟では、ダイワマルエスボールを使用する。
- (チ) 本連盟の主催する試合に関して発生する総ての傷害について、本連盟は一切責任を負うことは出来ません。

全員が保険に入っていただき、健康保険証等を持参の事。

- (リ)試合開催地に迷惑をかけないよう、規約を遵守する事。 特に不法駐車はしない事。
- (ヌ) 開催地の天候が不明確な場合は、開催地の担当チームに確認をとり、 勝手な判断をしない事。

大会開催地のチームは問い合わせに応じる事。

大会開催地の担当者から、参加チームへの連絡はしない。

問い合わせ時間は6:00~。

各チームの連絡先は別紙に定める。

試合開催の可否は、開催地の担当チームと理事長合意の上決定する。

- (ル) チームの出席人員不足による試合不参加を救済する為、下記の条件 で、他チーム選手の応援補充を認める。
 - (a) 補充選手は2名までとする。
 - (b) 補充選手をバッテリーに起用してはならない。
 - (c) 先発は在籍選手を優先起用し、在籍選手全員が1回以上打席 に入る事。
 - (d) 2名を超えた在籍選手をベンチに残して、補充選手を優先起 用してはならない
 - (e) 補充選手は当連盟に選手登録されていること。

第14条,棄権、不正

- (1) 試合会場では、総てに対しスポーツマンシップにのっとり行動をする事。 これに反したと見なされたときは、参加役員の判断により速やかに、何ら かの処置をとり、後日、理事会にて協議する。
- (2) 未登録選手、年齢偽り、替え玉等不正選手は認めない。 もし発覚した場合、チームはコールド負けとし、以降の試合参加(チームの) を調整する。
- (3) 当日の棄権は認めない。

当日棄権をすると相手チームに不快な迷惑をかけるので充分注意する事。 もし万が一、棄権したときはコールド負けとする。

- (4) チームの役員は、試合日程をよく確認し、事務局へ、参加、不参加を、 10日前に連絡する事。
- (5) 来た時よりも美しく。試合終了後は整備清掃を確実に行う事。

第15条,ハイシニア・リーグ及び、古希リーグ戦

- (1)シニア登録チームの有資格選手でチームを編成する。 年齢制限は、ハイシニアは65歳、古希70歳(いずれも当該年度末現在 の満年齢)以上とする。
- (2) 当連盟にチーム登録をする。

シニア登録書に有資格者として記載すれば、新たに登録する必要はない。 但し、複数のチームの連合として編成する場合は、所定の用紙で別に登録 すること。

尚、登録料は不要とする。

- (3) 運営は当連盟の規約に準じて行う。
- (4) 試合日は平日に行う場合がある。
- (5)表彰は、その年度の参加チーム数、試合実施状況等を勘案して、役員会で定める。

第16条,表彰規定

- (1) 団体表彰
 - (イ)年間リーグ戦の合計勝点で順位を定める。 同一勝ち点の場合は、得失点差の合計により順位を決める。
 - (ロ)単純勝点の採点方法は次の通りとする。勝ち~+3点。 引き分け~+2点、 負け~:+1点。
 - (ハ) 表彰対象及び内容は次の通りとする。

シニアの部

優勝: 優勝旗、賞状、副賞

準優勝: 賞状、副賞 三 位: 賞状、副賞

敢闘賞: 賞状、副賞(この賞は随意とする)

ハイシニアの部

優 勝: 賞状、副賞

古稀の部

優 勝: 賞状、副賞

(2) 個人表彰

団体表彰チームから推薦された所属の選手、各1名を次の通り表彰する。 シニアの部

最高殊勲選手;賞状、副賞(優勝チーム)

最優秀選手 : 賞状、副賞 (準優勝チーム) 優秀選手 : 賞状、副賞 (三位チーム)

ハイシニアの部

最優秀選手 : 賞状、副賞(優勝チーム)

古稀の部

最優秀選手 : 賞状、副賞(優勝チーム)

第17条、慶弔

本連盟に登録されている役員、選手に慶弔があった場合は、下記の通りとする。 本連盟への貢献度を考慮して、役員会が適宜対応する。

第18条、年度

年度はその年の1月1日~12月31日とする。

第19条、附則

本規約は、逐次、状況の変化により改正する。

本規約は、平成16年2月8日より施行する。

本規約は、平成18年8月12日より施行する。

本規約は、平成19年8月8日より施行する。

本規約は、平成20年2月17日より施行する。

本規約は、平成21年2月16日より施行する。

本規約は、平成22年1月1日より施行する。

本規約は、平成23年1月1日より施行する。

本規約は、平成24年1月1日より施行する。

以下余白